

令和元年 1 1 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年11月29日(金) 午後1時30分から午後4時13分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	23番	塩野崎道子
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 5人

10番	岩垂 治	18番	前田 隆之
22番	三村 晴夫	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

5 出席推進委員 5人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推5番	太田 辰男	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男		

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第131号)
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第132号～第136号)
- ウ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
…………… (議案第137号～第139号)

(2) 協議事項

- ア 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
- イ 営農型太陽光発電施設設置計画に係る件

(3) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和元年度非農地判断の実施方策について
- イ 令和元年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- ウ 令和元年台風第19号等災害義援金募集活動への協力について
- エ 農業振興委員長について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 12番 塩原 忠 委員
- 13番 田中 悦郎 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第131号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたします。

最初に、議案に掲載されている新規就農者について事務局からの説明をし、

その後、農政課から議案内容について説明をいただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。

農業委員会事務局の青柳から今月の議案にのっております新規就農者について説明をさせていただきます。

それでは、議案の5ページをごらんください。

今月の新規就農者ですけれども、1名の方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

まず、お名前からですけれども、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、ご住所は岡田地区、今回借り入れる農地につきましては、入山辺地区のものになります。筆数、面積につきましては、4筆、1, 164平米を借り入れ予定となっております。

〇〇様ですけれども、就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定品目につきましては、そちらの表にあるとおり、ブドウ、小麦、タマネギ、もち米等ということで、生活の中で使うものを中心につくっていきたいとお話をいただいております。実際に農作業をされる方は、〇〇様ご自身ということでお話をいただいております。

なお、こちらの栽培品目ですけれども、今回、畑2筆と田んぼ2筆を借り入れる予定となっております、畑につきましてはブドウをつくる形で、田んぼでは小麦やタマネギやもち米といったその他のものをつくるということで計画をいただいております。あわせてご承知おきいただければと存じます。

それでは、こちらの方の議案ですけれども、1ページをご確認いただければと存じます。中ほどにございます8番と9番、こちらの2筆ずつの議案が該当のものとなりますので、お願いいたします。

また、署名につきましては、岡田の中條農業委員、それから入山辺の百瀬農業からそれぞれ署名をちょうだいしておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

新規就農者の説明につきましては以上になります。

議 長

ただいま新規就農者の説明に対しまして、地元の委員からの補足がありましたら、お願いいたします。

中條委員、お願いします。

中條農業委員

〇〇さんですが、出身は大町市と聞きました。現在住んでいるのは岡田町で、アパートを借りて暮らしております。仕事をやりながら自家消費を中心に農業をやりたいということで、大変意欲を感じておりますので、問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課）

いつも大変お世話になっております。農政課、宇治と申します。
恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。
今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。
1 ページをごらんください。
5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第 1 3 1 号になります。
合計欄のみ読み上げますので、4 ページをごらんください。
合計、一般、筆数 2 9 筆、貸し付け 1 7 人、借り入れ 1 5 人、面積 8 漫、
1 1 0 平米。
円滑化事業分、筆数 7 5 筆、貸し付け 4 9 人、借り入れ 3 1 人、面積 1 2
万 5, 9 1 7 平米。
経営移譲、筆数 7 筆、貸し付け 2 人、借り入れ 2 人、面積 1 万 7, 6 0 3
平米。
利用権の移転、筆数 3 筆、貸し付け 2 人、借り入れ 2 人、面積 3, 3 5 3
平米。
所有権の移転、筆数 1 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 6 1 5 平米。
第 1 8 条 2 項 6 号関係、筆数 1 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 2,
4 5 1 平米。
合計、筆数 1 1 6 筆、貸し付け 7 2 人、借り入れ 5 2 人、面積 2 3 万 6,
0 4 9 平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数 6 7 筆、面積 1 6 万
4, 4 6 7 平米、集積率は 7 5. 5 % になります。
議案第 1 3 2 号は以上となります。

議長

ただいまの説明に対しまして、農業委員、推進委員の皆様から質問、意見
ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以後、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第 1 3 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第 1 3 2 号から 1 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許

ので、問題なくこれからは進むかなという気がしております。
以上です。

議長 続きますして、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様を含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
集約をいたします。
議案第132につきますして、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続いて、133、今井であります。田中代理、お願いします。

田中農業委員 この〇〇さんですけれども、Iターンで、ご夫婦で農業をやりたいということで、今、里親のところへ入って2年目ですか。この圃場ですけれども、〇〇〇〇〇から朝日村の方面へ行きまして、1キロくらい行った左側に〇〇〇〇〇〇というところがありまして、そこから岩垂原へ抜けるところ、100メートルくらいの右側です。いよいよこちらへしっかりしたうちを建てて、定住するというようなつもりですので、ぜひ応援していきたいと思っております。
以上です。

議長 全体を通して委員の皆様から意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第133について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
134号は中山でございます。この農地、田んぼであります。〇〇さん、〇〇さんは、今もありますが、〇〇〇っていう中山にちょっと小さい〇〇

であります、そこの娘さんでございまして、その田んぼは、ずっともう耕作はほかの人をお願いしてやってきた経過がありまして、今回、〇〇〇〇〇さんが〇〇〇を定年されまして、農地を確保して経営の拡大をしたいというようなことで申請がありましたので、これにつきましては、皆さんでどうか許可をお願いしたいというように思います。

これについて、全体の委員の皆様で何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第134について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

135も中山でございまして、この議案につきましては、地主がですね、〇〇〇〇さんが大変な負債でありまして、管財人がいよいよいろいろなところ整理がついたということで、競売というか、いたしましたら、〇〇さんがこの農地を、その北側の農地も耕作しているものですから、引き続き耕作したいということでありました。先日、太田さんと私、見てまいりまして、ここに休耕地って書いてありますが、この池田さんのところで今、木を切って、耕作できるような状態になっておりましたので、いいだろうということで太田さんと見てまいりました。

全体の委員の皆様の中でこれにご意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

議案第135号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。

続いて、136号、波田であります。波多腰さん、お願いいたします。

波多腰農業委員

この場所は、波田の〇〇〇〇の〇〇の左北というか、松本市だか、田んぼのほうへ行ったあたりの畑の真ん中にあるんですけれども、贈与、この〇さんと〇〇さん兄弟が親からいただいたものなんですけれども、2人とも

農業をしてなくて、お父さんが亡くなって二、三年たつんですけれども、ずっともう荒れ放題になっていまして、それで近所の方々も、キツネが出たりして、かなり困っていた畑なんですけれども、この〇〇さんという方が2年ぐらい前に、そのすぐそばの畑も、あれも贈与になるのかな。あれ、かなり安く手に入れたというか、そういう畑があったその方が引き続き見ている、私がつくりますというような感じで話が進んだようなんですけれども、それで、その後、今、造成中か、工事が入って、かなりきれいになっていまして、かなり大きな立ち木もあったんですけれども、それもなくて、これから畑をやるということで、それでこの〇〇さんですけれども、70代なんで、ちょっと心配して、ちょっと確かめたんですけれども、子供さんとか会社のほうでもって、またそういう関係で仕事をするということで、見てもらったら、規模拡大して畑をつくってもらっても大丈夫ではないかと思ひまして、私としては守ってはいきたいんですけれども、いい年でありますので、つくっていただければ大変うれしく思っておりますので、お願いします。

議長 これに対しまして、全体を通して質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
農業委員の皆様に向いますが、議案第136について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案137から139号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、8ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第137号、並柳1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが並柳1丁目〇〇〇-〇、260平米外2筆、計1,057平米について承認を受けるものです。
続きまして、9ページをごらんください。
議案第138号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが神林〇〇〇〇-〇、694平米外3筆、合計6,431平米について承認を受けるものです。また、神林〇〇〇〇、3,749平米外2筆、合計5,737平米につきま

しては、特定貸付を行っています。

続きまして、議案第139号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇-〇、915平米について承認を受けるものです。

以上3件になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第137は市内でございますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 並柳の地籍でございますので、塩野崎委員と一緒に行って見てまいりました。畑のほうは秋野菜がまだ残っていましたが、ネギ、タマネギ、白菜、キャベツ、タマネギは苗でした。松本一本ねぎも苗がありまして、秋起こしのところは、もうわらをきれいに入れて耕作しておりまして、正直なところ、専業農家じゃない方のようなのですが、草もなくてきれいに管理されておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問意見、ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第137号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手をよろしくお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、138号、神林でありますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 水稻及び麦、大豆の刈り跡になっておりましたので、作付けはされておりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見ないようです。
議案第138号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様

様、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、139号、大村であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 139号についてご説明します。

11月22日に現地確認をしました。この畑は、〇〇さんの自宅の西側にある大きな畑の一部でございまして、現地確認で野菜栽培、まだ一本ねぎとか白菜等残っておりましたが、きれいに耕作されているのを確認してきました。

以上です。

議 長 139号について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

議案第139号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、協議事項に入ります。

事務局から協議事項ア、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務委員 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件です。

初めに、訂正をお願いいたします。

11ページをお開きください。11ページ、表の中ほどにあります11番、〇〇〇さんの農地、神林〇〇〇〇ー〇についてです。表の右側の利用状況欄に「不耕作地」と記載がありますが、「自ら畑として利用」に訂正をお願いいたします。これは、事務局のほうで再確認したところ、夏場にキュウリやシマウリを栽培しているということが確認できたため、訂正するものです。

それでは、10ページに戻っていただきまして、協議事項についての説明をいたします。

これは、税務署からの依頼により、納税猶予を受けている農地について、

20年目の免除確定をするために現況調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。今回は18件、78筆、6万3,441.30平米の調査となりました。調査いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。

委員の皆さんに現地を確認していただいて、課題があった農地については、本人に事情を伺い、事務局でも現地を確認いたしました。その結果、課題のあった部分については改善が見られ、農地として利用していることが確認できましたので、税務署にはそのように報告したいと考えています。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの協議事項について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。

事務局の説明のとおり、特例措置を受けている納税猶予農地78筆の利用状況につきまして、松本税務署へ報告をさせていただきますので、ご承知おきいただくとともに、この間、農地の確認をしていただきました委員の皆様には大変どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

続きまして、協議事項イ、営農型太陽光発電施設設置計画に係る件についてを事務局から説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査 それでは、13ページをごらんください。

これは島内の農地で営農型太陽光発電施設として一時転用を申請したいと相談があったため、松本市では営農型太陽光の審査は、慣例として、まず申請内容を農業委員会の総会で協議し、その後、議案として審査している旨を説明し、ご理解を求めたところ、その旨了承していただけたために、今回は協議事項として皆様にご協議いただくものです。

事業の概要ですが、和田にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇-〇外4筆、合計5筆、1,107平米に営農をしながら太陽光発電施設を新設する計画です。

転用面積は、パネルを支える支柱と電柱部分の2.89平米です。

農地区分は、農振除外が平成11年に行われていることから、白地の第2種農地となります。

営農型太陽光発電施設の一時転用については、第2種の農地は10年までの一時転用が認められておりますため、10年間での申請を今回希望しております。

発電計画ですが、パネルの枚数は240枚、発電出力は49.5キロワットです。

代理人と、代理人の行政書士ですか、それから太陽光を設置する業者と2人で説明に見えました。

それで、15ページの配置図をごらんいただきたいと思うんですが、申請地の北側に市道が通っておりますが、その市道の左側、北側になりますが、〇〇〇〇-〇、ここに住宅があります。それから、あと申請地の下のほうですね。西側のほうですね。一番、1筆ですが、これが「電柱キュウビクル」と書いてあるところですが、ここにも住宅があって、北側の方は、とにかく2メートルの高さのところからさらに斜めに太陽光パネルをなされるということになると、非常に圧迫感があって嫌だというお話、あるいは西側の方からは、朝日が当然当たった場合に、反射が2階のところにもみんな反射するというので、ちょっととても耐えられないというようなことで、説明会の中では反対というお話でした。

あと、ほかに出た話題の中で、いわゆるこの周辺のところは、自然環境を保護し、優先的にその方向で地域の目玉としているということで、このすぐ、ちょっとこの地図にはありませんが、15ページの左下のところにはワサビ田があったり、この辺は湧水、いわゆる地下水位が高いので、暗渠排水なんかもやってあるというようなことで、余りそういうところでやるのは適切じゃないかと。周りとの整合性が悪いというような反対意見が出ました。

ただ、この申請について、説明会をやらなきゃいけないという義務づけはないものですから、一応説明会開いたよと。意見がそれぞれ出たというだけで終わっております。

業者のほうは、また再度説明、細かい説明をやると。いつごろやるかは別として、やりたいというような言い方で説明会は終わりました。

説明会のほうはそういうことで、余り好ましくないねというのが地元の意見でございました。

ただ、法令上の許認可の関係になるとまた別だものですから、一応申請者、非常にお年の方で、89歳になられる方ですが、和田の方です。この方が大分前に3条で取得をした農地で、一度、ここの13ページの上の枠内に書いてありますように、農地区分のところで、農振の除外を平成11年に実施したわけですが、そのときは美容院、食堂ということでやるという内容でありましたが、それで認可を得ましたけれども、要は実際に実施をする方、要するにその土地を買ってやる方が資金的にどうも出ないということで、農地転用まで行かなかったと。

それ以降、ずっとこの本件の農地は手がつけられないで、何も耕作してなかった。四、五年前までは近くの農業法人の人に頼んで草を刈ってもらったりした。四、五年前にもういいでやめてくれという格好になったものですから、今は本当にセイタカアダチソウみたいなのがずっと繁茂しているという状況です。

それで、私どものほうとすれば、実際に和田から島内へ来てそれをやるかどうかという問題がまず1番目。要するに、適切に耕作をしながら太陽光発電をするというのがこの趣旨、いわゆる営農型の趣旨だと思いますの

で、その点については、出された申請書の内容を見させてもらおうと、大体和田から7キロくらい距離があるわけですが、いろいろ収穫時とか、それから人手が要るときはアルバイトを雇ってやりますよというようなことで、一番心配だったのは、当然その80歳の方、申請者ですが、その方はせんぜ畑つくるくらいはあれかもしれませんが、実際にはそのほかにたくさん農地をお持ちなんです、みんな貸してあるというような状況です。せんぜ畑を除いて貸してあるという状況で、今、奥さん入院されているというようです。

そういうことで、実際にもしやるとしたら、もし許可云々ということになれば、来春ということになりますので、来年の4月以降、孫がやると。孫というのは、今ちょうど〇〇〇〇〇〇〇へお勤めでして、〇〇〇〇の担当を今、やっている方です。

それで、最終的には事務局へ呼んで、詳しい説明とかそういったことについてお話を、話し合い、いわゆる聞き取りをやっていく手順になると思うんですが、事前に電話ではありましたが、そのお孫さんに話を聞きました。

長谷川委員さん、自宅のほうへ行って、事情を聞こうということで赴いたようですが、何か奥さん、おばあちゃんが入院していて、だんなさんが付き添いで行っているというようなことで、いらっしゃらなかったという状態だったものですから、〇〇へ勤めているお孫さんに電話でお話を聞きました。大変忙しくて、とにかく電話もなかなかいつならいいね、いつならいいねというようなことで、お話しできなかつたわけですが、今日やっとお話をお聞きできたわけです。

そういった中で、今回の太陽光発電をやることについては、承知はしていると。今までやったことはないから、やっぱりやってみないとわからないが、何とかなりそうだとということで、来春からはやりたいと。

収穫とか出荷はどうするだ。そんな仕事しながらっていうわけにいかないぞという話をしたら、それはアルバイト等にお問い合わせをするというような話でした。

それで、あともう一つ、要するにこの場所しかないのかという位置選定のところですね。位置選定について、申請書のほうでは、和田のほうの農地は貸してあるからだめだというお話でしたし、そのほか面積の小さい農地は要件に満たないと。要するに、1,000平米以上くらいを、1,000平米くらいを1つの目安としてターゲットにしているということで、和田の農地の話をしましたら、お孫さんは、そのことはちょっと全然考えたことがないということだったんで、最終的に和田の今、貸してある農地、自宅の近くの農地ですが、そちらのほう、ちょっと田んぼの中になります、そこでやれば、いわゆるふだんの草の管理だとか、状況とか、そういったことを非常に合理的にできりゃしないかと。わざわざ島内まで来ることないじゃないかというお話を申し上げました。ただ、ちょっと今までそんなこと考えたことないんでという話だったんで、検討してくれということで、最終的に話は電話ではそれで終わらせました。

島内の地元としては、このところは一応圃場整備、中間管理事業関連の

始めましょうというのに当たっては、いわゆる計画ですよ。1つは、電気を売った収入、収支の見込み、もう一つは営農計画ですよ。ここにも営農計画、ちょっと落とし込まれていますけれども、私、これ、営農計画にはなっていないような気がするんですね。ミョウガをやりますよ、これだけしか言っていないというような気がするんですね。

営農計画というのは、認定農業者の申請もそうなんですけれども、現状がこうで、3年後はこうで、5年後、経営面積がこうである。販売がこうである。そこから経費を引きたいいわゆる収入、所得ですよ、これがこれだけの金額である、これを目標としてやっていく、これが営農計画ではないのかなと私、思っています。

ここで言うところは、ミョウガをつくります。出荷量は1年目これだけを想定しています。2年目以降はこうですよと、そういう想定なんですけど、営農計画って、もっとシビアでないといけないと思っているんですね。

この中では、例えばアルバイト2名を雇用して収穫をする。アルバイトの人件費どうするんですか。人件費引いたら、実際残ったいわゆる所得というのはどれだけあるのかなと。その辺が非常に見方として甘いのではないのかなという気がしているんですね。

だから、まずはこの営農計画、ここのところが非常にあやふやであるとわは思わざるを得ないというのが1つ。

もう一つは、いわゆる売電収入ですよ。これも、どれだけあって、どれだけの収入が見込まれる、そこまで落とし込んで初めて太陽光、売電と、あと営農計画、これ現実なんですけれども、その辺のところ非常にあやふやなのかなという気がしているんです。

あと、もう一つ、この営農計画の策定に当たって、いわゆる知見者ですね。意見書を添付する必要があるということなんですけど、いわゆる知見者の方が誰なのか、あるいは、じゃここで言う意見書の中身がここで示されていないということからしても、本件について、是非、可能か不可能かという判断材料がここでは示されていないというふうな気がするんで、ちょっと許可するかのそのレベルにはまだ達していないのではないかなと私、思わざるを得ないんですね。

本件に関して言えば、第2種の農地だもんですから、第1種と比べたら多少といいますか、積極的に認めないけれども、認めざるを得ないというようなあれがあるにしても、例えば今話を伺ったこの申請者、89歳の方で、この方がじゃ10年間やっていくのかといたら、非常にどうなのと思わざるを得ない部分があるんですけど、そういったことを勘案しても、ちょっとどうなのかなというのが本件に関しては思います。

議 長

今、中川委員が言われました内容につきまして、私どももちょっと前からいろいろな検討はしてきたわけでありまして、一々ごもつともでありまして、それで、そのとおりだと思います。

中川委員さんの説明で、じゃ高橋主査、お願いします。

高橋主査

すみません、ただいま中川委員さんから質問があった件について説明させていただきます。

実は、今回の申請に伴いまして、営農計画書ですとか、売電の関係の計画書、売電計画のほう、資料としては必要書類、審査する上での必要書類となっているものですから、提出いただいております。ただ、すみません、今回、資料のほうには載せてありません。申しわけありません。

そのまず営農計画書のほうを見ますと、材料費に幾らかかる、あと肥料についても1年目どのくらいかかる、あとアルバイトを雇う際の労務費ですね。こちらどのくらいかかる、あと燃料費ということで、そこまで使う機械に関する燃料費についても幾らかかるということで、については売り上げが幾らなので、大体1年目、どういった形、プラスになるかマイナスになるかといったようなことを10年間一応計画ということでは提出いただいております。

それによりますと、1年目はマイナス66万円ぐらい。マイナスを見込んでおるんですが、2年目以降はプラスに転じまして、3年目は1年間で14万円のプラスとなるということです。その後、5年目ぐらいからは25万円ぐらいのプラスですずっと推移するというような営農計画のほうは一応提出していただいております。

次に、売電の計画のほうなんですけれども、今回、キロワットと売電単価が出ておりまして、年間の予想発電金額ということで、300万円少し見込みで出されております。

次に、ご質問のありました知見を有する者についてなんですけれども、中川委員おっしゃられたとおり、今回の営農計画に基づいて、その知見を有する者がここで確かにミョウガをつくれるということで意見書等を本来つけていただくところなんです、それについてはまだ用意ができないということで、許可、不許可相当の審査をする議案の上程までには必ず確認をして、意見書をつけていただくということでお話を伺っています。

結局、意見書がつけていただけないようであれば、今回取り下げは却下するというお話はいただいておりますので、説明のほう、言葉が足りず、申しわけありませんでした。

議 長

中川委員さん。

中川農業委員

昨日、ホームページで農林水産省のこの件に関するところをちょっといろいろ見ていたんですけれども、ちょっとおもしろい数字を発見しました。営農型太陽光発電のいわゆる成功事例、これも幾らでもあります。ただ、その反対の事例も少なからずあるというようなことなんです、平成28年3月までに許可を行ったのが775件あるそうなんです。このうち、要はいわゆる担い手と言われる人が営農型太陽光発電をやった中で、いわゆる各農地へのちょっと問題ありだねというのが見受けられたのが6%なんだそうですね、6%。これに反して、いわゆる担い手とされていない方がこういったケースをやった場合に、問題ではないか、改善が求められ

るねという比率が30%という数字載っていました。

また、いわゆる遊休荒廃地を活用して営農型をやりました。この中のやはりちょっと営農に問題があるねと見受けられた件数が、やっぱり30%あったそうなんですよね。

これ、裏を返せば、ちゃんとやっていますねという人は7割、残りの3割は、いわゆる農業をちゃんとやっていない、営農していない。これをもっと悪く言えば、太陽光をやりたいその方便としてこの活用していると言えないこともないというケースが見受けられると私、思っているんですよね。

問題提起なんですけど、私、いろいろな案件がこれから出てくると思うんですけれども、入り口を狭めるわけじゃないんですけれども、入り口、これを厳しく審査する。じゃ、どう審査するのかというところの共通認識じゃないんですけれども、その辺をちょっときちっと一度議論しておく必要があるのかなと日ごろ思っています。

事務局の方で結構なんですけど、農業委員とで、どういうケースはいい、どういうケースはだめと。あるいは、こういうケースも、ここまでやらなくちゃいけないみたいなところをちょっと議論しておく必要があるのかと日ごろ思っていますので、よろしくお願いします。

議 長

今、中川委員さんの言われたことは、いわゆる統計上も実質もごもっともでありまして、私どもは特に常任会議でいろいろもう出ておりますけれども、そういった議論を毎月嫌というほどやっています、何が一番障害かと言いますと、いわゆる許認可権を持っている県が、こういう案件に対して訴訟を起こされるのが嫌だと。訴訟まで行かないということが最優先しちゃって、実際の今のそういった数字だって、これはもういっぱい出ているんですけどもというところで、営農の継続が第一であるとかいうようなものが最優先して、どうしてもだめだということが言えないわけですね。ここに一番問題があって、だからこの間も、先月も梓川のフキのことで、あればまかり通れば、これから何でもできるわけですね。一回申請して、できませんでした。じゃ、今度は品目を変えて、これから申請してやりますということをして、これ、この松本市の農業委員会としては、あれ、許可したわけですが、賛成が多かったというようなことで。そのことを常任会議でも私、問題にして、申し上げてみましたら、〇〇の〇〇〇〇が〇〇の立場で、こんなことがまかり通るだけかと言って随分怒っちゃいまして、常任会議の〇〇〇〇も、そんな今まで気がついていたのに何だと思ってくれるけれども、いや、これはおかしいじゃないかと言い出しまして、改めて県のほうでも、そんなことを通していたんじゃないか、あと収拾がつかなくなるんじゃないかというような意見がありまして、川村補佐とも、事務局とも、この対応につきましても、どうしても納得のいかない手続上の問題もあったもんですから、ぜひ松本のこの今、農業委員会としても、今、中川さんの言ったようなこと、これがやっぱり本筋だと思いますので、議論していただいて、対応をお願いしたいと思っています。

そこで、川村補佐も県との話し合いの中で、松本市としても、いわゆるこ

れに対して協議できないってということがない。川村補佐、その辺について、ちょっと。

川村局長補佐

本件に当たりまして、県、あるいは農業会議のほうと事前に確認した点について報告させていただきます。

まず、こういった本来は可か否かというのが本筋だと思うんですが、選択枠の中で、判断しかねる、そういったいわゆるこの案件ですと、先ほど話があったとおり、農地法上ですと問題がないとしても、地元からは反対の意見が出た。そういったことがある中で、判断しかねるという答えが選択肢としてできるかどうかということを経験のほうと協議させていただきました。これについて、県からの回答は、できるということです。

当委員会のほうとして、本来はいいか悪いかというふうにするのが筋なところを、判断しかねるというちょっと中途半端的な回答をするのはまたご協議いただければいいんですけれども、一応選択肢の中ではできるという形となっております。

ただし、地区審、いわゆる地区審から県審のほうに上げていく。これは地区審のほうは、小林会長を含め、中信地区のほうの各会長さん集まって構成されている審議会ですけれども、こちらにつきましては、いわゆる松本市が判断しかねるということは、県に判断をゆだねるという形になります。県に判断をゆだねるものを地区審の中で審議することはできない。あくまでも地区審は可か否か、これについて審議をしていく機関であって、そういったものはできないという形となります。

いわゆる、ちょっと長くなりましたけれども、判断しかねるというふうに松本市農業委員会が判断した場合は、判断というか、協議結果が出た場合は、直接県へ、いいと言っているものを余り地区審にはかけないんですけれども、地区審にかけるときは、いいか悪いか、これについて出した時点で地区審にかけていくと、そういった形になりますので、今後もし、先ほど私ちょっと申し上げましたけれども、いろいろな大きく2つの課題がありますので、申請時、申請に至って。それがクリアになって審議する際の1つの考え方というふうにご認識いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長

今、こうした、来月出てくるかちょっとわかりませんが、お孫さんに来てもらって、いろいろな状況を聞いて、その上で判断というものもありますけれども、今の状況のまま行って、今、川村補佐の言われたような形で、松本市としては、否決じゃなくて、判断しかねるという選択肢もあるわけでありまして、こういうこともできたらというふうに思っているわけで、委員の皆さん、どうですかね、この件に関して。方向性として。

古沢委員。

古沢農業委員

すみません、お願いします。

常任会議のほうで、今、会長がおっしゃったんですが、やはりこういう問題はよく出てまいります。それで、特に梓川のこの間のフキの件なんですが、最後に各地区の委員さん、会長さんのお話の中にあつたんですが、松本市で許可したじゃないかと。自分たちが許可して出してよこしたのに、何でこれに対して困るということを使うのかと。だったら、きちんと最初からだめなものだめだと言っておけばよかったと。中途半端な返事をするのが人情でもって、営農の継続ということでやらせたんだろうけれども、これに対して、自分で決めたことを困ったと言って発言することはおかしいって、そう私に言われたんです。それは確かにそうです。

ですので、これからもこういう案件はたくさんあると思います。これも、おじい様が申請されて、お孫さんがやりますよね。だったら、このお孫さんが最初から申請すればいいことであって、これも〇〇さんと同じような例でありまして、また特例ですよ。経営する方が違いますから。こういうものは慎重によく考えて、どっちにしようかって迷うと思うんですが。冷たいようですけども、だめなものはだめと判断をしたほうがいいのではないかと私は思います。中間でわあわあやっていたんじゃ、こうやって討論をする意味がないと思います。

皆様よくお考えになって、これも私も思うんですけども、これは営農型というよりも、売電目的ではないかと。日陰でミョウガをつくっても、5月に植えて8月ですかね。これ、出荷できるということはないと思います。

それで、このおじい様もこの作業に携わるといことはできないですし、いずれこの方がやめられて、これに従事するということなのかちょっとわからないんですが、これも多分売電目的ではないかって、シビアに考えたら、そう思われます。

ですから、慎重に検討されて、松本市としたら、だめなものはだめとはつきりお返事をされたほうがいいのではないかと私は思います。

以上です。

議 長 ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。
長谷川委員。

長谷川農業委員 これは私の予想なんですけれども、年間300万円の売電収入があるということは、販売単価が高いんで、かなり以前に申請して上げたものだと思うんです。それで、そういうのを、設置費用がだんだん下がっているのに、そういう権利を有しているのは、国のほうでだんだん切られちゃうということをちょっと聞いたんですけども、それでちょっと焦ってこういうことをやっているような気がします。

以上です。

議 長 今、長谷川委員の意見ですが、ここのところ〇〇〇〇でも、それからよその地区でも、計画が随分上がってきますが、ほとんど何年か前に申請してあると。そこを営農型太陽光として計画してないにもかかわらず、したん

だということで、36円とか、これは32円だそうなんですけれども、今、現行の売電価格は14円だそうではありますが、そういう形で、なかなか業者がいろいろ考えていましてやっているというのが現状であります。まだまだ多分、今までに申請をしてあれば、その売電価格は通用すると思います。14円じゃ経営成り立たないんじゃないかな。どうかな。

きょうは、今日は、今、現状について、それぞれの立場で検討いただいたわけではありますが……、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

何かずっといろいろ説明聞いたりしていると、業者丸投げでやらないかと言われて、じゃやるかという、そういう雰囲気ニュアンスがうんと高いような案件な気がするんですね。新聞広告もそこらじゅうに載っていますが、あいている農地へ太陽光発電どうですかという広告がそこらじゅうにあふれていると。それで、農地見て、誰のところののだと言って、それじゃあそこへ行って売ってこいって言って、飛び込みで来て、どうだい、やらないと言って、やるかという、何かそんなような雰囲気で、地主もお孫さんも、内容をしっかり精査した上で計画ができてなくて、業者の作文で計画ができていくような感じがしてどうもならないんですけれどもね。

現場へ当事者が出てこないという、業者なり代理人なりが来て説明をするというそのところから見ても、どれだけ自分でこのことに関してないよう把握をして、経営を成り立たせるかっていうことを考えてやっているかというのは、ちょっと大分疑問に思うような気がいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今ここで、皆さんでこの営農型太陽光について、もう少ししっかり議論していただいて、今、補佐の言うような選択肢もあるわけありますので、来月議案として上がってまいりますので、皆さんでまた判断をしていただきたいと思いますが、そんなことでいいですかね。

河野委員。

河野農業委員

今、判断しかねるというようにいわゆる審議結果もあり得るということは、いわゆる件に丸投げだからという話になってしまいますので、これはやっぱり松本市の農業委員会としてどういうふうに考えるかということが一番大事だと思います。

それで、私も事務局から写しを、全部じゃないですが、いただいて、内容を見た中で、やっぱり代理人は非常にたけていますね、こういう書類をつくる。そういう方だもんですから、課題を出せば、多分、今、営農指導の関係ですか、評価の関係は求めているという、それは必ず持ってくるはずです。

一番私が考えたのは、その中で、どうしてもだめですよ、これがあるから絶対だめだという点がなかなか出てこないのが現状です。それで、唯一、見た中で、いわゆる位置選定経過書というのがあって、自分の所有地のと

ころとか、ここは条件に合わないからだめだとか、こういう位置選定経過書というのがあるんですが、その中で、自分の和田にある農地はだめになっているわけですよ。それは貸してあるから、いわゆる利用権設定してあるからだめですっていう形になっているわけですよ。だから、どうせやるなら、和田のほうでやったほうが後々よくなる。だから、うんと言うと、位置選定として適切じゃないという言い方しかできないのかな。

周辺住民が幾ら反対しても、ちょっとね、この農地法上の許認可の関係には響いてきませんので、いわゆる申請内容について、これがだめだからだめですよ。私はだめって言いたいんですが、それを決定的なものがなかなか出てこない。きれいに営農計画書もできている。多少数字の上下は別として、もちろん売電をして、ミョウガも売って、毎年いろいろ経費で20万円くらい入るよというような形になっているわけです。だから、どこか、いわゆる事務局へ実際に携わるお孫さんと呼んで話をするとき、どういう腹で話をするかということが大事だと思うんですよ。

要するに、だめだよという内容で、腹づもりで話を聞くのと、よりいい申請書にしたいがために話を聞くのではえらい違いですので、たまたまこれ、2種農地の一番外側のぎりぎりのところなんですよね。1種農地とのほぼ境と言ってもいいところなんですよね。たまたま、そうすると期間10年の一時転用も可というところに入るわけですが、もしどうしても許可せざるを得ないとしたら、年数を短くする。3年なり5年なりですね。そういった中で、実際にうまくやれてなければ、更新はしないと。一時転用の更新はしないというくらいのつもりでやっていかなければ、ちょっと代理人に振り回されてしまうというふうに思います。

これ、どこかから借り入れてやるのかなと思ったら、自分の金でやるようですから、2,000万円からの投資ですから、そう簡単に、はい、だめですよというふうにはいかないんで、そういう意味で、非常にちょっと農業委員会としての腹を決めて孫を呼び出して聞いてほしい。お願いします。

議 長

まだご議論あるかと思いますが、ちょっと時間も進みましたので、今、河野委員の言われたような形の中で事務局としても進めていただいて、そして来月出てきますかどうかかわかりませんが、そのときに、きょうここで議論していただきました内容をもとに、皆さんにまた判断をしていただきたいと思うわけでありますが、よろしく願いいたします。

続いて、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局からの報告事項アからキについて説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、16ページ、現況証明の交付状況の件、1件、続きまして17ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、続きまして18、19ページ、

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、15件、続きまして20、21ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、続きまして22ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、続きまして、23から25ページ、農地法第5条の規定による届出の件、17件、続きまして26ページ、農地法第4条の規定による農業用施設の届出の件、1件、以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項に基づきまして、事務局の説明のとおりご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。あの時計で3時10分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

議長 ぼつぼつ時間となりましたので、総会を再開したいと思います。
休憩前に引き続いて、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項のア、令和元年度非農地判断の実施方針について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中野主査。

中野主査 では、報告事項のア、令和元年度非農地判断の実施方針についてということで報告いたします。

こちら、27ページからになっておりますので、お願いします。

着座にて失礼いたします。

要旨といたしまして、毎年行っておりますこちらの非農地判断の実施方針ということで、平成26年の農地法の改正に伴い、非農地判断を所有者の同意なく、農業委員会の専権で実施されることができるようになりました。

また、平成28年度から事務処理方針を変更いたしまして、非農地判断の実施を行っておりますが、本年度も同様に非農地判断を進めていくものでございます。

では、実際に非農地判断の根拠ということですが、2番となっております。

こちら、「農地法の運用について」が基本的な根拠となっておりますので、こちらは資料の1ということで、ページ数でいきますと29、30ページとなっております。

松本市といたしましては、こちら、30ページの(4)のAのその土地が森林の様相を呈しているという土地について、非農地判断の実施を行っております。ですので、原野化してしまっている農地の非農地判断は今のところ進めていませんので、ご理解をお願いいたします。

27ページに戻りまして、事務処理の進め方ということになりますけれども、農業委員会は、非農地判断候補地の所有者に対して、非農地判断をしてもいいですかという通知、確認通知を出します。

その後、(2)といたしまして、(1)で通知を出したことに對して、所有者の方から同意しない旨の連絡がございましたら、その筆を外しまして、非農地判断をする農地につきまして確定いたします。その確定したものに付きまして、所有者に対して非農地の決定通知書を送付いたします。

こちらの非農地の決定通知につきましては、法務局での地目変更を行ってください等の指導を入れた文書を同時に送付いたします。

その後、農業委員会といたしまして、非農地判断を実施した農地につきまして、市の農政課、耕地林務課、資産税課、また法務局にその情報を提供いたします。

実際に事前通知、どういうものかということなんですけれども、4といたしまして、資料の2になります。こちら、事前通知、ページ31から34のものになります。

31ページにつきましては、案内文になります。

32ページにつきまして、非農地判断、このようなことによって非農地判断を行いますよという案内文となっております。

実際にその方の所有している農地の一覧といたしまして、34ページのこちらの一覧、どこどこの何番地が該当ですよという通知を出させていただきます。

実際に非農地判断の候補地ということですが、5番となりまして、こちら、資料の3、35ページになります。

こちらがことしの夏に皆さんの行っていただきました農地パトロールの結果を踏まえた非農地判断候補地となっております。面積は33ヘクタールです。筆数といたしまして488筆、所有者におきましては301人の名義の方が該当となっております。

昨年度につきましては、平成30年度の非農地判断の結果につきましては、69ヘクタール、1,251筆を実施いたしました。面積的には、今年度につきましては約半分、筆数につきましては3分の1ぐらいになっております。

こちらの非農地判断の候補地なんですけれども、こちら、植林をしている農地につきましては、事前に外させていただいております。昨年度同様に、

農業振興地域内農用地区域（青地）のところにつきましても、昨年度同様、山林化している農地につきましてもは非農地判断の決定を行います。

今後の予定といたしまして、今月末までに、こちらの非農地判断候補地につきましてもは精査を進めさせていただきました。

12月中旬にこちらの、まず確認通知を対象者の方たちに送付させていただきます。

その結果を受けまして、来年の2月末の定例総会に、確定した非農地判断実施報告の数字を報告できるものと考えております。

最後に、最終的な結果についての非農地通知書の発送なんですけれども、こちらはまだ法務局さんのほうからの指示が出ておりませんので、3月末になるのか、また今年度と同じように4月に入ってから出してくれという指示が来るかもしれませんが、法務局さんの指示に従うようにいたします。報告事項は以上となります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。河野委員、お願いします。

河野農業委員 すみません。先ほど事務局の説明で、山林については、山林化している、いわゆる森林の様相を呈しているもののみ非農地判断をするということでお話がありましたが、実際の境目と言いますか、山のところでなくても、非常に急傾斜で、昔だったら桑を何とかつくっていたというような農地が、もう荒れてしまってどうにもならないということで、調査のときにはB判定をしているわけですが、そういうものは、要綱というか、運用通知のイの山林以外の土地でも云々というように書いてありますが、それに該当させることはできないかどうかお願いをしたいと思います。

議長 お願いします。

中野主査 基本的には、まず農地パトロールの実施の際にもご説明いたしましたけれども、山林と原野の違いについては、山つきの山林化している農地については、山林化ということで、B判定の山ということで判断をしていただきますようにということでお願いいたしました。

今、河野委員さんのほうからご指摘のあった平地の部分、または急傾斜地でも山つきでない部分につきましてもは、個別対応で対応をさせていただきますので、そのような場所がある場合につきましてもは、事務局のほうに相談をしていただきますようお願いいたします。

議長 河野委員、いい。

河野農業委員 了解しました。

議長 ほかはどうですか。
橋本さん。

橋本農業委員 すみません。非農地判断で山林化にしていっちゃう場合、奈川の場合は、山つきで、皆さんそのまま木を植えていっちゃったり、ほったらかして、だんだんと山林化していつているんですが、それをどんどん認めていっちゃうと、またその面積がふえていっちゃうような気がするんで、その認めるに当たっては、農業委員も当たり前で、そこへ町会長を入れたり、周りの地主の承諾を得てからそういう判断をしてもらえば一番いいと思うがね。どういうもんですか。

議長 はい。

中野主査 そうですね。ただ、この非農地判断の決定については、法の改正の中で、土地所有者の承諾を得ずに今、できる状況になってしまっております。それが1つの事実となるんですけれども、ただ、地区の委員さんのほうから、周りの地権者の方とか、町会長のほうに事前にちょっと相談をしてくれということであれば、事務局のほうからもそのような方向で個別に調整を進めさせていただきます。

橋本農業委員 ぜひお願いします。

議長 いいですかね。
ほかに。
朝倉さん。

朝倉推進委員 ちょっと確認ですみませんけれども、山林化っていうのは、先ほどの話では、山林化されているものについて地主さんへ通知を出す。それから、植林した山については、通知を出さないで、もう山林指定というか、除外指定をする、そういうことの意味でいいようですか。

議長 中野主査。

中野主査 植林につきましては、あくまでも農地という考え方ですので、植林して山のようになっている部分については、現段階では非農地判断を行わないものです。転用案件になってまいりますので、もし農地から山林にするということであれば、転用の申請等を出していただくようになります。

朝倉推進委員 そうすると、ほうっておいて荒らしておくと、山林化して、除外されるし、植林は転用申請しなければ、植林のほう管理をしていくということでは山をいい方向といいますか、ちゃんと手が入った形にもっていくことだと思いますが、山林化というのは、そうするとほったらかしの土地というふ

うに解釈、理解しちゃうんですけれども、それじゃほっといたほうがいいという、そういう、それで除外されちゃったら植林して山にする、そういうほうがいいというような考え方になっちゃうような気がするけれども、違いますか。

議 長 中野主査。

中野主査 ただ、おっしゃっているとおりになるかとは思うんですけれども、実際にこちらの判断といたしましては、どうしても山つきで昔は桑畑とかだったかもしれないんですけれども、山林のようになってしまったところにつきましては、どうしても、もう農地として復元が難しいだろうという判断になってしまいます。

ただ、植林は、今の時代になかなか木材が売り出されるっていうのはなかなか難しいかとは思うんですけれども、許可を受けずに植林をして、木を育てているっていう土地につきましては、農地として判断をどうしてもするようになってしまいますので、すみませんが、そのところ、ご理解をお願いいたします。

議 長 微妙なところでありますが、朝倉さん、いいですか。

朝倉推進委員 ちょっと理解できない……

議 長 事務局も、ちょっとその辺をまた皆さんに相談いただいて、進めていただきたいと思います。

なければ、本件はただいま説明のとおり進めてまいりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項イ、令和元年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐 それでは、令和元年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について報告をさせていただきます。

着座で失礼いたします。

36ページをごらんください。

9月定例会で推薦地区について協議をしていただき、決定しました3地区から、それぞれ推薦をいただきましたので、報告をさせていただきます。

まず、旧市からは森崎敬介氏ですが、37ページに功績調書があります。森崎さんは、神田にお住まいで、遊休農地を多数借り入れていただき、耕作放棄地発生の防止に貢献されています。また、人・農地プランの実質化に向けた研究会を発足し、地区の中心的な存在としてプランの見直しを進め、地域の農業振興に尽力されているという方です。

次に、安曇地区の推薦で、木口光芳氏ですけれども、38ページをごらんください。木口さんは、国道158号線沿いにあった「グリンデル」という食事をするお店ですけれども、そちらがトンネル工事に伴い立ち退きを迫られ、稲核地区から移転することになって、地区にとって移転することが大きな痛手となると感じた地区の住人がそば組合を設立。木口さんが代表を務め、風穴の里の向かいにある市の施設で「そばカフェ グリンデル」を開業されました。耕作放棄地を利用して畑で、この地域に伝わる奈川在来種のソバを育てて、引き続き「グリンデル」でそばを提供していらっしゃいます。伝統の味を提供し続けることで、地域振興に尽力されている方です。

それから、最後に奈川地区からの推薦で、奈川山菜株式会社ですけれども、39ページをごらんください。奈川山菜株式会社は、昭和45年奈川山菜加工組合として発足し、昭和49年に株式会社に変更して、地元の野菜や野沢菜の本格的な生産、加工、販売を行うようになり、生産量をふやすことで地元女性の雇用にも貢献されております。地元でとれる保平蕪を商品化しまして、長野県園芸特産品店漬物品評会において2回県知事賞を受賞されています。また、保平蕪の生産者がふえることで、耕作放棄地発生の防止にも貢献されており、奈川地区の農業振興に尽力されている会社です。

以上2名、1団体を11月7日付で松塩筑安曇農業委員会協議会に推薦書を提出させていただきました。先日、11月19日に開催されました会長会議で表彰が決定されたということで連絡を受けております。

4の(2)にあります。令和2年2月14日開催予定となっております農業活性化推進研修会ですけれども、日程が変更になりまして、2月19日水曜日に変更になっておりますので、修正をお願いします。1時半から安曇野サンモリッツで開催される予定です。表彰はその研修会で行われます。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、これから質疑を行いたいと思っておりますが、発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

ほかにも市村で候補者として名前が何人か挙がってきているわけですが、この奈川地区の奈川山菜株式会社さんには、橋本委員からお願いをしていただきまして、これまでの取組みについて事例発表をお願いしたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長

なければ、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、令和元年台風第19号等災害義援金募集活動への協力についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。
清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、引き続き説明させていただきます。
着座で失礼いたします。
40ページをごらんください。

10月12日に上陸した台風19号により被災された農業者等の経営と生活の回復を図るため、全国的に農業委員会組織で義援金の募集活動を取り組むこととなったということで長野県農業会議から通知がありました。本市農業委員会においても、義援金活動に協力したいと考えておりますので、以下のとおり説明をさせていただきます。

全国的な取り組みの実施期間ですけれども、令和元年11月11日から12月20日までです。

本市の取り組みといたしましては、一口1,000円から受け付けるということですので、お一人一口1,000円の寄附をいただき、52名、合計5万2,000円を送金したいと考えております。52名の内訳は、農業委員25名、最適化推進委員18名、事務局職員9名ですけれども、市町村議会議員である農業委員は寄附行為の制限があるため、別途対応していただくようになります。

集金方法は、来月の委員報酬から差し引きをさせていただきます。

募集の詳しい要領は41ページから44ページにありますので、ごらんになっておいてください。

以上になります。

議 長

ただいま、19号台風に対しましての義援金でございますが、事務局から説明ありましたが、委員の皆様から発言がありましたら挙手をお願いいたします。

塩野崎委員。

塩野崎農業委員

すみません、ちょっと報告というか、この件に関しまして、たまたま11月6日に軽トラックが大分必要だというテレビなどのニュースがありましたので、私の弟の提案で、仲間と夫婦連れで全部で軽トラ4台で11月6日にお手伝いに行ってきました。ちょっとその報告というか、状況をお話ししたいと思っておりますけれども、行ったところは、一番すぐ、本当にここから松本城くらいのところに決壊したところがあって、ブルーシートを張ってありましたけれども、穂保地区という一番被害のあったところでした。

まず、今はもう、においはないようですけれども、私たち11月6日に行ったときは、まずアップルラインから入ったりすると、物すごいにおいがありました。もちろん汚水からとかいろいろあると思うんですけれども、まずにおいがたくさんあったということが、まず、ああ、これはすごいなということを感じたのと、穂保地区と赤沼地区というところへ行っただけですが、まず本当にうちが流された跡のところにいろいろ置いてあったん

ですけれども、畳とか布団とか、それが水を含んでいて重くて重くて、本当に女性では持ち上げられない重さでした。

午後は、たまたま私たち農業人で携わってよかったなと思うことは、リンゴ畑の横にハウスが2棟ありまして、そのハウスが水に流されて、本当に25ミリのこういう太いパイプハウスで、まだ新しかったです。それがもうぐしゃんとなったり、それでビニールが張ってあったんですが、泥の中からそのビニールを引っ張り出して、軽トラに積んで運ぶんですけれども、それがとても重くて大変でした。

リンゴ畑も、あそこは60センチの泥が積もっているといった状態で、水も1.8メートルくらい浸かったところがあったそうで、それ以上のところもあったみたいですが、それでリンゴ畑の中に本当にドラム缶があり、どこから流れてきたか知らないけれども、リンゴ箱があったり、タイヤがあったり、それでリンゴがとんでもないところへ行って突き刺さっていたり、それは何とも言えない光景で、ああ、これ、すごいことだなんて本当にまざまざと、テレビで見たことが実際目で見たら、物すごく大変なことだなと思いました。

それで、うちの中も、ひどいところはもう全く中身がなかったです。それと、土台はあっても、水で削られて、おうちがかしがっているところもありましたし、つぶれたところもありました。本当に仏壇の中のこういうあるものが土の中に突き刺さったりしているところもあって、ああ、こういうものまでみんな流れちゃったんだなって、本当にもう水の、自然の威力というか、力というもののすごさと、ふだんは水のありがたさもありますけれども、こういう災害になったときは、自然の力ってすごいんだなと。それと、日々私たちが暮らしている生活がいかに大事だし、本当にありがたいことなんだなっていうのをつくづく感じてきました。

同じ農業人として、もう少しお手伝いできればよかったんですけれども、その住人のハウスのおばあちゃんから、「私たちじゃとてもできなかったけれども、こうやって来てくれてありがとね」って、涙を流して握手をされたときは、本当に私も涙が出ましたけれども、何回か行ってあげたいと思うくらい、本当に大変なところを見てきました。

そんなことで、軽トラが少しでも役に立って、私たち4組の夫婦で行ってきましたけれども、本当に少しでもお役に立てたかなと感じてきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様でも、現地へ行って復旧活動をされた委員さんもおられますようですが、金子さん、何かある。

金子農業委員

いいです。

議 長

いいですかね。

今、塩野崎さんの言葉の中にも、本当は松本市の農業委員会としても、皆

さん一緒に復旧活動に協力していただいたほうがいいんじゃないかという
ような思いが感じられたわけでありますが、このことに関しまして、今こ
こで義援金を出していただいて、行ける人は行っていただくというような
方向でお願いしたいなというふうに思っているわけですが、どうですかね、
このことに対して。

そういうことをご理解いただけますか。

ありがとうございます。

本件につきましては、ただいまの説明のとおり進めてまいりたいと思いま
すので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

次に、報告事項エ、農業振興委員長についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、総会資料45ページからになります。農業振興委員長というこ
とでお願いいたします。

着座で失礼させていただきます。

10月31日開催の第5回農業振興委員会で委員長の後任体制決定したも
のですから、これについて報告をさせていただきます。

2番、経過でございますが、6月30日、古沢前会長代理の辞任に伴いま
して、田中農業振興委員長が会長代理を兼務いたしました。この際、6月
の定例総会で行いましたけれども、本年度農業施策に関する意見書業務
に区切りがつく一定時期までということで、その後の体制は改めて諮ると
する補足意見を採択しております。

農業振興委員会での協議結果でございますが、会長代理との兼務についま
して議論をいただきましたが、今後も支障がないという判断に至りました。
そして、田中農業振興委員長の続投を決定したところでございます。

規程につきましては、46ページでございます。特に、第6条第1項をご
らんいただければと思います。

以上、経過報告でございますので、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員さんは挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知お
きを願いたいと思います。

田中委員長におかれましては、会長代理と兼務をするということの中で、
行事も多く、大変な役回りではございますが、引き続きよろしくお願いい
いたします。(拍手)

次に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といた

します。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、49ページ以降をお願いいたします。

まず、主要会務報告でございます。

重立ったところ、11月は大きな行事が2つございました。

11日は、第4回県農業委員会大会ということで、上田市のほうに出かけていただきました。

14日は、意見書の関係の市長懇談会ということで、参加された委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

50ページに移りまして、当面の予定の確認でございます。

重立ったところでは、12月16から17日にかけて、松塩筑安曇農業委員会協議会の先進地農業視察研修が行われます。代議員の皆様、9人おられますけれども、開催案内を通知したところでございまして、出欠につきまして、事務局のほうに報告をお願いしたいと思っております。

17日は、長野県農村女性フェスティバルということで、女性委員の皆様、長野市のほうにお出かけになります。

18日は、農地転用現地調査ということで、今回は中川委員と金子委員の担当になりますので、後ほど事務局のほうと打ち合わせをいただければと思います。

19から20日につきましては、当委員会の国内視察研修でございます。関連しますので、別冊の議案に同封しました通知文ごらんいただければと思います。

こちらは、本日までに参加・不参加につきまして報告書をお出しいただくようになっておりますので、まだ出されていない委員の皆様、本日中に出していただくようお願いいたします。

内容の確認でございますが、ポイントだけ再度お願いしたいと思います。

今回、研修資料ということで、ちょっと厚目の資料も同封してございます。

集合時間は7時45分でございます。どこに集合するかということですが、松本合同庁舎の道を挟んで東側にあります市民タイムス専用駐車場になります。こちらにお集りいただいて、8時にバスで出発するというところでございます。

初日につきましては、やさいバス株式会社さんの見学ということで、松本市でもやさいバスの実証試験が始まっておりますけれども、発祥の地である静岡県のこちらの地区の取り組みについて、担当の方のお話を聞いたり、先進的な事例を見学するという内容でございます。また、グリンピア牧之原というお茶の施設の見学も予定しております。

2日目は、浜松市農業委員会との意見交換会ということで、向こうは農業委員さん24人が出席予定でございます。活発な意見交換をお願いしたいと考えております。

あと、宿泊は浜松市内ということでございますし、今回、基本的にバス借

上料については市の予算でございますが、若干個人負担もございますので、6,000円程度になろうかと思っておりますけれども、こちら、1月の委員報酬から個人負担分については差し引かせていただきます。

こんな形で、最終的には参加される方に12月に入ってから、市民タイムスの専用駐車場のこの場所にとめてくれというような通知をまた同封させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が国内視察研修のご案内でございます。

あとまた戻りまして、最後、12月は26日木曜日が12月定例総会の開催日となっております。ご予約をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、松本普及センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

「松本農業改良普及センター」と書いてある別刷りの資料をごらんいただければと思います。

ちょっと数点おつなぎさせていただければと思います。

最初に、①番と書いてあるところなんですけれども、本日の市民タイムスの記事なんですけれども、「県会開催 補正予算など提出」という記事の中なんですけれども、地域農業改良普及センターを廃止して、新たに農業農村振興センターを設置する条例案を提出というような中身も含まれた記事なんですけれども、ちょっとこちらの普及センターの職員も詳細知らされていない状況ではあるんですけれども、普及センターと農政課を統合して、4月から仮称なんですけれども、農業農村振興センターを設置するというような条例案が県会のほうで提出されたというような中身になっております。

ちょっと12月以降に私ども職員にも示されるようなんですけれども、また詳細わかりましたら、さらに情報をおつなぎさせていただければと思います。

それと、②番ですけれども、ライマビーン、ライマ豆と言う、平成21年ころにもちょっと話題というか、問題になったものなんですけれども、ち

よつこの豆、ハナマメに似たものなんですけれども、シアン化合物も含まれている場合があるということで、直売所等で販売されている場合がございます。たまたま松本市ではないんですけれども、近隣市町村の直売所で販売されていたというような事例があったということで、再度、松本地域振興局のほうから注意喚起ということで、2ページから4ページの記事が出されております。

豆の写真は3ページにあるんですけれども、ちょっと平べったいような豆で、なかなか区別が付きにくいかとは思いますが、ご心配の場合は、保健所なり、振興局等にご相談いただければと思います。

販売する場合は、シアン化合物がないというような、不検出というような証明が必要ということで、なかなかちょっと一直売所でそういう対応は難しいかと思いますが、よろしくお願いただければと思います。

それと、③番ですけれども、新たな病害虫が東信地方で発生しましたというような中身が5ページから6ページにございます。

東信地方のレタス圃場でなんですけれども、レタス根腐病にちょっと類似したような症状があったということで、根腐病ではないんですけれども、レタスコルキール病という仮称の病気なんですけれども、ちょっと紛らわしい病気が、中信地区ではないんですけれども、出ているというような状況でございます。

それと、④番ですけれども、冬季になりまして、いろいろ研修等が開催されるご案内を掲載させていただきました。

特に、ちょうど真ん中あたりにございますけれども、農業経営者協会の松筑支部で公開講座を12月12日に開催予定でして、14ページになるんですけれども、土づくりの専門家からわかりやすいような講座がございますので、また農業後継者等にもご案内いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、年をまたぎまして、ちょっとまだ文書はないんですけれども、1月16日からは、普及センター主催なんですけれども、農業簿記の講座を毎週木曜日に開催予定です。それと、1月20日には農業経営相談等も予定しておりますので、またご案内させていただければと思いますので、よろしくお願いただければと思います。

あと、5番、6番につきましては、気象表、生育概況等を載せさせていただきましたので、またごらんいただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だよりの88号が発行となりましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

窪田委員長、お願いたします。

窪田情報・研修委員長 お手元に農業委員だよりの88号があると思いますので、ごらんをいただければと思います。

トップページでありますけれども、F C山雅の運営会社を中心にして、中山地区で遊休農地の解消ですとか、農業体験に取り組むプロジェクトの一環としまして、F C山雅のレディスU-15の子供たちが「あやみどり」の収穫を行いましたということで、推進委員の太田さんに写真、文章をお願いをしたところであります。

それから、2ページ目でありますけれども、先日ちょっと意見交換会を行ったところでありますけれども、この内容につきまして、若干触れさせていただいております。

この中で、最後のところでありますが、意見交換を行いましたということで、意見交換の内容についてはちょっと触れさせていただいてないんですが、といいますのは、11月15日がこの88号の原稿の最後の校正ということで、ちょっと間に合わない状況。意見交換につきましては特に触れさせていただいてないんですけれども、次号以降でちょっとどうするか検討させていただければというふうに思っております。

それから、3ページ目でありますけれども、それぞれの活動報告ということで、農業委員会の活動につきましては、堀口委員さんに9月に行いました農林業まつりで、大変にぎわせてくれた一貫目クイズをお願いしております。それから、ブロック活動では、北東部ブロックのソバづくりの内容につきまして、百瀬委員さんをお願いをしたところでありますけれども、既に収穫も終わって、新そばを食べられたということのようでございます。

それから、次のページ、4ページであります、「がんばっています」、2人をお願いをいたしました。1人は梓川地区の二村さんであります。二村委員さんの息子さんということのようでもありますけれども、それからもう一人は、Shimizu Farmの清水さんにそれぞれ現状等、頑張っている状況をお願いをしたところでございます。

それから、5ページ目でありますけれども、農業者年金の普及推進の期間ということでもありますので、今回は特例付加年金を受給するにはということでも申し上げております。

あわせまして、農地流動化情報は従来どおりであります。

それから、7ページ目の「レインボーまつもと21」、農村女性協議会の関係でありますけれども、会長研修と親子料理教室を行ったということで、それぞれ会長さんから原稿をいただいております。

また、その下段であります、家族経営協定、現在進めていただいているところでもありますけれども、ぜひということで掲載をさせていただきました。

8ページ目でありますけれども、「現場の声」ということで、前回、既に前半部分を掲載させていただいたんですが、今回は後半ということで、八木さん夫妻にお話を聞いた内容につきまして紹介をさせていただいております。

それから、9ページ目であります、市からのお知らせということで、農地利用状況調査を実施したということで、その結果報告をさせていただいておりますので、ごらんをいただければというふうに思います。

それから、最後のページでありますけれども、「よもやまばなし」につきましては、奈川地区の橋本委員さんをお願いをしたところでございます。

それから、あと編集後記、今回は竹島委員さんをお願いをしたところあります。

以上でありますけれども、何か、後日で結構でありますので、ご意見、感想等あれば、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま窪田委員長から農業委員会だよりについて説明があったわけですが、感想、あるいはまたご意見ありましたら、お願いしたいと思っております。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

大変ご苦労さまでした。

次に、事務局から連絡事項をお願いをいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

きょう机の上にお配りしましたけれども、広報まつもと12月号というものをお配りしております。こちら、お配りした理由は、「特集松本の農業」ということで、最初6ページ、カラー4色刷りで松本の農業に関する特集記事が載っております。

広報まつもとの表紙、ご覧のとおり、ぱっと見ると、緑色だもんですから、サッカーの山雅のようなイメージがあるんですが、松本の豊かな農業、あるいは山や川をイメージしております。

こちらのイラストは、一昨年、今の農業委員会の体制より1つ前の体制におきまして農業活性化シンポジウムをやった際に、そのパンフレットの表紙を描いていただきました、今、広報国際交流課に異動になりましたけれども、古田主任のデザインでございます。

古田主任、昔、農政課におられましたので、農政課のここに出てきております松村主査とも気より良くやっているわけですが、そのつながりの中で、今回、6ページにもわたる農業特集号ということで、PRをするような形になりました。

中身を見ますと、松本の農業ということで、去年の意見書の中で、中山間地域の取り組みの強化について意見したところがございますが、こういった内容も盛り込まれております。

それで、5つ、その1からその5まで5つの内容について、取り組みについて紹介をしております。

中山小学校の学習ということで、中山間地農業の現状から考えるふるさと中山の未来の取り組み、小学生への取り組み、それからスマート農業の取り組み、それから山雅とのコラボレーションの中でのスマイル山雅農業プロジェクトの取り組み、それからプチ農業という取り組みですね。たまた

ま寿地区に直売所がありますので、こういった直売所を活用しながら、農業に参入する方をふやしていこうという、こういう取り組みですね。それから、ことし視察研修で見に行きますやさいバス、松本で始まっているこの実証試験の取り組みについて紹介しております。

ゼロ予算事業ではございますが、お金を出すということよりも、人と人をつなげることがこれからの行政に求められている役割だということで、非常に先進的な活発で前向きな取り組みということで、広報に紹介されておりますので、ぜひ周りにもPRしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議 長

広報まつもとに中山の事例がちょっと載りまして、何か照れるところもあるわけでございますが、こういう形で載っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他、全体を通して委員の皆様から何かご意見ありましたら、発言をお願いいたします。

すみません、もう一つ忘れ……、すみません。清澤補佐から農業者年金について、ちょっと、余り長い時間じゃなくて、説明をお願いします。

清澤局長補佐

すみません。前回、先月の定例総会で農業者年金の加入推進をお願いしましたところ、何点かご質問がありましたので、そのことを中心に、本日机の上に2枚の用紙、「農業者年金について」という用紙をお配りしましたので、それについて長時間にわたっているのを、簡単に説明させていただきたいと思います。

じゃ、すみません、着座で説明させていただきます。

農業者年金の活動推進活動、2月までお願いしていますので、その活動の参考にしてください。

まず、基本的なことですけれども、農業者年金に加入できる方、これは3つの要件を満たしている人ということで、国民年金第1号被保険者、国民年金保険料の免除を受けている方は加入はできません。なお、保険料滞納もしされていても、それが農業者年金に影響することはありません。国民年金第1号被保険者ですけれども、農業法人の構成員の場合、農事組合法人で国民年金第1号被保険者であれば、加入はできます。株式会社の法人は、厚生年金の対象となるため、加入はできません。

それから、2点目、二十以上60歳未満であること。国民年金の加入が二十からですので、農業者年金も二十からです。加入を申し込んだ日から60歳到達日まで、保険料の納付がたとえ1カ月だとしても加入はできます。

それから、3点目、年間60日以上農業に従事している人。

それから、ほかの年金との関係ですけれども、これも質問がありましたが、農業者年金と国民年金基金、みどり年金と言われているものですが、同時加入はできません。農業者年金の加入が認められた日をもって国民年金基金は強制的に脱退していただくようになります。

農業者年金に加入した場合は、国民年金の通常の保険料に加えて400円の付加保険料を納付することとなっております。

もし途中で国民年金脱退した場合、納付済みの保険料はどうなりますかということですが、65歳に達したときに農業者老齢年金として支給されます。旧制度では脱退一時金という制度がありましたが、新制度においては脱退一時金の制度はありません。

65歳に到達とありますが、希望により60から64歳の間で繰り上げ請求することも可能です。

農業者年金、通常加入と政策支援加入と2種類あります。通常加入は、毎月の保険料、月額2万円から1,000円刻みで6万7,000円までふやすことができます。自分の支払った保険料を農業者老齢年金として受給するものです。原則は65歳に到達したときに受給になります。先ほども言ったように、60から64歳の間で繰り上げ請求は可能です。

政策支援の加入のほうは、60歳までに20年以上の加入が見込まれる方です。保険料は2万円と決まっております。2万円の保険料も負担が重いと感じられる意欲ある若い担い手のために、保険料の国庫補助の助成を行うものです。加入できる方というのは、ここに書いてあるとおりですが、5パターンあります。

それから、保険料の国庫補助ですが、こちらを読み上げませんが、35歳未満で入れば5割負担、35歳以上だと3割負担などと、ケース・バイ・ケースで自己負担額と補助額が変わってきます。

それから、保険料の国庫補助期間ですが、補助期間は最長20年間になります。35歳以上の方が加入した場合は、10年間が限度です。35歳未満で加入されると、35歳未満の期間と35歳以上の期間合計20年間が限度となります。

補助を受けるのに年齢制限はありません。通常加入を含めて、20年以上の納付済みの期間があれば加入はできます。

イメージがわからないので、例をここに挙げておきましたけれども、52歳の男性の場合、39歳から通常加入で13年納付済みだった場合、52歳で認定農業者で青色申告者となれば、60歳までの8年間、3割補助の負担を受けられます。

次に、認定農業者になることを約束して補助を受けている方、該当区分が4だとか5だとかという方ですが、約束をできなかった場合はどうなるかということですが、差額を納付してもらうことはなくて、自己負担した分だけが将来受給されます。

なお、政策支援から通常加入への変更は、申し出によりいつでもできます。

国庫補助部分を受給するのは、特例付加年金と呼んでおりますけれども、特例付加年金として受給する要件として3つの要件を満たしていただきます。

60歳までの保険料納付期間が20年以上あること、それから2番目に農業を営む者でなくなること。農業経営からの撤退・廃止をしていただかないといけません。

前回質問もありましたが、農業の経営からの撤退・廃止ということがどの程度のことかというような内容だったんですけれども、農作業の手伝いで賃金だけをもらっている場合でしたら、受給することができます。

農地所有適格化法人の構成員となった場合、法人の経営に参画していれば受給はできないし、本当に農地を保有せずに、作業を手伝っているだけの構成員であれば受給ができます。

また、後継者に雇われて給与をもらっている場合も、本当に手伝いだけであれば受給ができますし、経営に参画していれば受給はできません。

自留地における農業生産物をJAなどに継続的に出荷している場合は、農業経営を再開しているということになりますので、受給できなくなります。たまたま消費できなかった部分を不定期に販売する場合は受給できます。

それから、農業経営者の地位を後継者に譲った場合は、次の措置が必要になります。農業共済加入名義の変更と経営所得安定対策等交付金の申請名義の変更、農業所得の納税申告を後継者名義に変更と。

それから、今いった2つの要件を満たせば、65歳に達しなくても、繰り上げの請求が可能です。

また、農業経営からの撤退・廃止については、何歳でも可能です。旧制度では65歳までという制限がありましたけれども、65歳に到達しても、まだ農業を続けていく場合は、老齢年金のみを請求していただいて、特例付加年金部分は農業経営を撤退したときに請求していただければ、受給できるようになります。

以上になりますけれども、参考として、ちょっと四角い枠に書いたんですが、たまたまこういう24歳から7年間2万円の保険料を支払って、1万円の補助を受けていた男性なんですけれども、65歳で幾ら、国庫補助を受けた分、どの程度受け取れるかというのなんですけど、年額で5万1,000円です。

この方も、31になってからは、多分収入がすごく安定してきたので、もう補助をやめて、5万円の保険料に切りかえています。なので、生産が安定して収入がふえてくれば、将来受け取る年金額のことを考えれば、もう政策支援はやめて、切りかえたほうがいいのかと思います。

イメージとして、どれだけメリットがあるかということなんですけれども、農業者年金、二十から40年間2万円ずつ掛けると、保険料の納付額は960万円なんですけれども、想定される受給総額というのは1,645万円と、運用利回りが2.5%ということで計算していますので、かなりメリットが高いものになると、普通に預金しているよりは、かなりメリットがあると思います。

あと、パンフレットをお手元に配付してありますので、また加入推進活動にご利用いただけたらと思いますので、お願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま清澤補佐のほうから年金に関していろいろ説明があったわけですが、このほかに年金に対しまして質問がありましたらお願いしたい

と思います。

[質問、意見なし]

議 長

27日の全国の年金協議会でも申し上げましたが、今、なかなか若年というか、年金の加入者がちょっと減っているというような状況の中で、どうして減っているかという話になりまして、今、農業委員会も、それから最適化推進委員の皆さんも、いわゆる人・農地プランに基づいて、それぞれの農地の集約や集積に力を入れろというようなことの中で、ちょっと足踏みしているというような状況であります。先日、この協議会のほうで、ほかの年金との比較というふうなもの、比較表を出していただきまして、これでやりますと、断然この年金のほうが有利、農業者年金が有利なわけですが、前に当委員会にいた里山辺の百瀬さんは、銀行を定年になられて、2期農業委員をやられたわけですが、その間、里山辺の若い人たち、12人かな、全員にこれは有利だから年金には入れよと言って、入れてもらって、大変な成績を上げていただいたという背景があつて、ただ、今、農業委員さんはいわゆる認定農業者でなきゃいけないと。農業の専門家をできるだけというふうなことでありますので、そういった人材も農業委員として必要じゃないかというような意見を申し上げてきたわけですが、ぜひとも比較表みたいなものを見ていただきますと、断然有利になっておりまして、今、清澤補佐のほうで2.5%の利回りというふうなことを言いましたが、実質、今、2.8%ついているところでごさいます。余談ですが、銀行からお金を借りてきて、ここへ投資してもいいじゃないかくらいな話をしておりまして、そんなことで、ぜひとも年金の加入に皆さんのご協力をいただいて、1人でも2人でも若い人たち、特にまた女性の分までぜひ年金に加入をいただくようお願いを申し上げたいと思います。

以上で……、清澤補佐。

清澤局長補佐

すみません。もう一点、机の上に農業委員会手帳2020年版を配付させていただきましたので、ご活用ください。

あと、毎月のお願いですけれども、本日欠席されている委員さんの資料につきまして、お持ち帰りいただいて、お渡しいただきますようお願いいたします。封筒が必要であれば、こちらに申し出をお願いします。

議 長

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 1 2 番 _____

議事録署名人 1 3 番 _____